

長岡市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和7年5月8日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山勝総

1 監査の対象

特定非営利活動法人長岡産業活性化協会 N A Z E

「展示会共同出展支援事業補助金」

「デジタルものづくり人材育成事業補助金」

所管課：商工部産業支援課

2 監査の範囲

令和5年度及び令和6年度に長岡市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

令和7年1月14日から1月31日まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、当該団体に対する補助金等が適正に受け入れられ、かつ、補助の目的・条件に従って支出されているかを検証するため、提出された書類について会計帳簿・証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の監査を実施しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

- (1) 補助金等の公益上の必要性からみて、目的、内容は適正か。
- (2) 補助金等交付の時期、手続きは適正であるか。
- (3) 事業計画・予算書、決算書と補助金等申請書、実績報告書は符合するか。

- (4) 事業は交付条件に従って実施され、十分な効果があげられたか。
- (5) 定款・会計規程等の整備及び関係帳簿は整備されているか。
- (6) 会計経理、財産管理は適切か。領収書等の証拠書類は適正に管理されているか。

6 監査の結果

《注意事項》

旅費の支給誤りについて

職員の私有車利用について、補助対象外とすべき旅費を誤って支給しているもの

《意見》

補助金交付に係る事務処理について

約20年にわたる補助金交付により地域経済の活性化に貢献し、その公益性は大いに評価できる。一方、補助金は公金であることから、市民への説明責任が求められる。

より透明性の高い事務執行を目指し、補助金の基本的な考え方や役割分担の明確化について検討されたい。

上記の事項のほかは、適正に処理されていました。